



宮 崎 県 公 報

平成23年2月21日(月曜日) 第 2261 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 道路の区域の変更(2件).....(道路保全課) 1
- 道路の供用の開始.....(") 1
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定.....(建築住宅課) 1

公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出(2件) ... (商業支援課) 2

- 争議行為の通知.....(労働政策課) 3
- 漁港管理者が必要な措置を命ずべき者を確知できない場合の当該措置を行うべき旨等の公告... (漁港漁場整備課) 3
- 都市計画の変更の案の縦覧.....(都市計画課) 3
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧.....(") 3
- 教育委員会規則**
- 県立図書館管理規則の一部を改正する規則..... 4
- 県議会告示**
- 全員協議会規程の一部を改正する告示..... 4

告 示

宮崎県告示第 110号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年2月21日から平成23年3月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年2月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
	国道	国道 3 27号	日向市大字平岩字山ヶ田7140番 1 地先から同市同大字同字7140番 2 地先まで	旧	28.9 ~ 38.0	43.9
				新	28.9 ~ 34.1	43.9

宮崎県告示第 111号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年2月21日から平成23年3月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年2月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
42	県道	都城野尻線	小林市野尻町東麓字上	旧	7.5 ~ 18.5	248.7

			野原4068番 1 地先から同市同町東麓同字4083 番 1 地先まで	新	11.2 ~ 32.0	248.7
--	--	--	-------------------------------------	---	-------------	-------

宮崎県告示第 112号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年2月21日から平成23年3月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年2月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
42	県道	都城野尻線	小林市野尻町東麓字上野原4068番 1 地先から同市同町東麓同字4083 番 1 地先まで	平成23年2月21日

宮崎県告示第 113号

建築基準法(昭和25年法律第 201号)第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成23年2月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(西都) 22-1	有限会社 大木産業 代表取締役 大木龍 喜	西都市大字三宅字 石貫畑4480番 4	6.00	58.08	平成23 年 2 月 3 日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成23年 2 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストアモリ小林店・マックハウス小林店
小林市大字水流迫上之原 648番25 外 5 筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大和リース株式会社 代表取締役 森田俊作
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目 1 番36号
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前) ナチュラル株式会社 代表取締役 森信
 福岡県甘木市大字一ツ木1148-1
 株式会社マックハウス 代表取締役社長 栗原勝利
 東京都杉並区梅里一丁目 7 番 7 号
 未定
 (変更後) ナチュラル株式会社 代表取締役 森信
 福岡県朝倉市大字一ツ木1148番地の 1
 株式会社マックハウス 代表取締役 舟橋浩司
 東京都杉並区梅里一丁目 7 番 7 号
- 4 変更の年月日
平成18年 3 月20日 (ナチュラル株式会社の住所変更)
平成21年 5 月20日 (株式会社マックハウスの代表者変更)
- 5 変更した理由
小売業者の住所変更及び代表者交替のため
- 6 届出年月日
平成23年 1 月27日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

- (2) 期間
平成23年 2 月21日から平成23年 6 月21日まで

8 意見書の提出先及び期間

- (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商業支援課
- (2) 期間
平成23年 2 月21日から平成23年 6 月21日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成23年 2 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストアモリ小林店・マックハウス小林店
小林市大字水流迫上之原 648番25 外 5 筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大和リース株式会社 代表取締役 森田俊作
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目 1 番36号
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 ナチュラル株式会社 (変更前) 午前 9 時～午後10時
 (変更後) 24時間
 株式会社マックハウス (変更無) 午前10時～午後 9 時
 - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前 8 時30分～午後10時30分
 (変更後) 24時間
- 4 変更する年月日
平成23年 1 月28日
- 5 変更する理由
営業施策のため
- 6 届出年月日
平成23年 1 月27日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成23年 2 月21日から平成23年 6 月21日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間

平成23年2月21日から平成23年6月21日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、井上病院労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成23年2月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 争議行為の目的

2011年度賃金および諸要求について

2 争議行為の日時

平成23年3月8日 午前8時30分から争議解決に至るまで

3 争議行為を行う場所

宮崎市大字芳士80番地
医療法人清芳会 井上病院内

4 争議行為の概要

ストライキを含むいっさいの争議行為

別表

整理番号	船舶番号	船名	長さ(m)	幅(m)	色	素材(船体)	その他
1	なし	なし	4.77	1.53	白(船底赤)	F R P	
2	294-14840	孝恵丸	8.60	2.20	白(船底赤)	F R P	
3	295-16383	なし	4.90	1.90	白(船底青)	F R P	
4	なし	青孝丸	8.00	2.15	白(船底赤)	F R P	
5	295-2508	なし	4.70	1.50	白(船底赤)	F R P	

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成23年2月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及び名称

高崎都市計画公園 5・6・1号 高崎総合公園

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

都城市高崎町大牟田地内

(2) 削除する部分

なし

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第39条の2第1項の規定に基づき命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が平成23年3月23日までに当該措置を行わないときは、同条第4項の規定により漁港管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第3項の規定により当該命令を受けた者の負担とするので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成23年2月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 漁港（地区）名

第2種南浦漁港区域内浦尻地区

2 当該措置を命ずべき者

別表に掲げる船舶の所有者、占有者その他船舶について権限を有する者

3 当該措置の内容

当該船舶を法第39条第5項に規定する同項第2号に掲げる行為をしてはならない区域から除却すること

4 当該措置を行う理由

当該船舶の放置が法第39条第5項の規定に違反しているため

5 本件に関する問い合わせ先

郵便番号 880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号

宮崎県農政水産部漁港漁場整備課管理担当 電話0985-26-71

48

3 縦覧場所

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び
都城市土木部都市計画課、都城市高崎総合支所

(2) 期間

平成23年2月21日から平成23年3月7日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年2月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画を定める者の名称

高千穂町

2 都市計画の種類及び名称

高千穂都市計画道路

3・5・3号 尾の上通線
 3 縦覧場所
 宮崎県県土整備部都市計画課
 宮崎県西臼杵支庁土木課

教育委員会規則

県立図書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年2月21日

宮崎県教育委員会委員長 近藤好子

宮崎県教育委員会規則第1号

県立図書館管理規則の一部を改正する規則

県立図書館管理規則（昭和63年宮崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第22条 [略] 2 館外において利用することのできる図書館資料の数は、利用者1人につき、未返却図書館資料の数を <u>5点以内</u> とする。	第22条 [略] 2 館外において利用することのできる図書館資料の数は、利用者1人につき、未返却図書館資料の数を <u>10点以内（うち、児童図書室の図書館資料は、未返却図書館資料の数を5点以内）</u> とする。
3 [略]	3 [略]

附 則

この規則は、平成23年3月1日から施行する。

県議会告示

全員協議会規程の一部を改正する告示をここに公布する。

平成23年2月21日

宮崎県議会議長 中村幸一

宮崎県議会告示第3号

全員協議会規程の一部を改正する告示

全員協議会規程（平成20年宮崎県議会告示第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(会議) 第3条 [略] 2 全員協議会は、各会派を含み、かつ、おおむね議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。	(会議) 第3条 [略] 2 全員協議会は、各会派を含み、かつ、おおむね議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。 <u>ただし、やむを得ない理由により、一部の会派が出席できない場合において、座長が必要と認めるときは、この限りでない。</u>
3・4 [略]	3・4 [略]

附 則

この告示は、公表の日から施行する。